

《資料》

ベルギーのコンセイユ・デタ立法部関係法令集

奥村公輔

はじめに

本稿は、ベルギーのコンセイユ・デタ立法部の研究に資するため、関係法令を翻訳したものである。ベルギーにおいて、コンセイユ・デタは、コンセイユ・デタの創設に関する1946年12月23日法律によって創設され、その後、コンセイユ・デタに関する1973年1月12日再編法律によって規律され、現在に至っている。また、1993年の憲法改正によって、コンセイユ・デタは、憲法典においても規定されるようになった。

ベルギーのコンセイユ・デタ立法部は、国、共同体及び地域圏の執行府又は立法議会議長によって立法規範案及び命令規範案についての諮問を受けるが、その権限は、我が国における内閣法制局や、フランスのコンセイユ・デタ行政部のそれと似ている。我が国においては、内閣法制局やフランスのコンセイユ・デタ行政部に関しては研究がなされているが、ベルギーのコンセイユ・デタ立法部に関する研究は、管見の限り見当たらない。したがって、現在のベルギーのコンセイユ・デタ立法部の関係法令を翻訳することは、ベルギーのコンセイユ・デタ立法部の研究への一助となる。ベルギーコンセイユ・デタの制度に関しては、別稿で論じることにして、本稿ではひとまず関係法令及びその条文を訳出する。しかし、すべての関係法令を訳出すると膨大な量になるため、重要な関係法令及びその条文に限定して訳出する。なお、法令のテキストについては、ベルギー法令検索サイト (http://www.ejustice.just.fgov.be/cgi_loi/loi.pl) を参照した(2014年10月10日最終閲覧)。

1. 1831年2月7日ベルギー憲法(抄) (2014年1月6日最終改正)

第3編 諸権力について

第33条〔国民主権、立憲主義〕 すべての権力は国民に由来する。

② 権力は、憲法で定められた方法により行使される。

第35条〔連邦、共同体及び地域圏の権限配分〕 連邦は、憲法又は憲法に基づいて定められた法律が形式的に授権している事項においてしか、権限を有しない。

② 共同体又は地域圏は、それぞれに関して、法律の定める要件及び態様に従い、その他の事項に関して権限を有する。この法律は、第4条最終項で定める多数で可決しなければならない。

経過規定

第2項の法律により、本条発効日を定める。この日は、連邦の排他的権限を定め、憲法第3編に挿入される新たな条項の発効前であってはならない。

第36条〔両院制〕 連邦立法権は、国王、下院及び上院により、共同して行使する。

第37条〔連邦執行権〕 連邦執行権は、憲法の定めるとおり、国王に帰属する。

第38条〔共同体の権限〕 各共同体は、憲法又は憲法に基づき定められた法律により承認された権限を有する。

四五 第39条〔地域圏の権限〕 法律により、法律が設けかつ選挙された議員で構成される地域圏機関に対し、法律が設ける管轄及び方式に従い、第30条及び第127条ないし第129条が定める事項を除き、法律が定める事項を規律する権限を付与する。この法律は、第4条最終項で定める多数で可決しなければならない。

第 40 条〔司法権〕 司法権は、裁判所により行使する。

② 判決は、国王の名により執行する。

第 2 章 連邦立法権について

第 74 条〔下院の排他的権限〕 第 36 条の例外として、連邦立法権は、第 77 条及び第 78 条で定める事項以外の事項について、国王と下院により共同して行使する。

経過規定

本条は、2014 年の共同体及び地域圏議会の統合的刷新の観点からの選挙の日より発効する。その日まで、以下の規定を適用する。

「第 36 条の例外として、連邦立法権は、以下の事項について、国王と下院により共同して行使する。

- 一 帰化の許可
- 二 国王の大臣の民事的及び刑事的責任に関する法律
- 三 国の予算及び決算、ただし、第 174 条第 1 項後段を除く
- 四 軍の徴兵数の決定」

第 75 条〔法律案提出権〕 法律案提出権は、連邦立法権の各部門に帰属する。ただし、元老院の法律案提出権は、第 77 条で定める事項に限る。

② 第 78 条で定める事項については、国王の発議により両議院に付される法律案は、代議院に提出し、次いで元老院に送付する。

経過規定

本条は、2014 年の共同体及び地域圏議会の統合的刷新の観点からの選挙の日より発効する。その日まで、以下の規定を適用する。

- 「① 法律案提出権は、連邦立法権の各部門に帰属する。
- ② 第 77 条の事項に関する場合を除き、国王の発議で両議院に付される法律案は、代議院に提出し、次いで元老院に送付する。
- ③ 国王の発議で両議院に付された条約の承認に関する法律案は、元

老院に提出し、次いで代議院に送付する。」

第 76 条〔法律案の議決方法、修正権・分割権等〕 法律案は、条文毎に投票された後にしか 1 つの議院によって可決することができない。

- ② 両議院は、条項及び提出された修正案の修正権並びに分割権を有する。
- ③ 代議院規則は、第二読会の手続を定める。

経過規定

第 3 項は、2014 年の共同体及び地域圏議会の統合的刷新の観点からの選挙の日より発効する。

第 77 条〔両院の共同の権限〕 代議院及び元老院は、以下の事項について平等に権限を有する。

- 一 憲法改正宣言及び憲法改正
 - 二 憲法に基づき両議院により規律されなければならない事項
 - 三 第 4 条最終項で定める多数で可決される法律
 - 四 ドイツ語共同体の制度及びその財政に関する法律
 - 五 政党の財政及び選挙費用の統制に関する法律
 - 六 元老院の組織及び元老院議員の地位に関する法律
- ② 第 4 条最終項で定める多数で可決された法律により、下院及び上院が平等に権限を有するその他の法律を指定することができる。

経過規定

本条は、2014 年の共同体及び地域圏議会の統合的刷新の観点からの選挙の日より発効する。その日まで、以下の規定を適用する。

- 「① 代議院及び元老院は、以下の事項について平等に権限を有する。
- 一 憲法改正宣言及び憲法改正
 - 二 憲法に基づき両議院により規律されなければならない事項
 - 三 第 5 条、第 39 条、第 43 条、第 50 条、第 68 条、第 71 条、第 77 条、第 82 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 121 条、第 123 条、第 127 条ないし第 131 条、第 135 条ないし第 137 条、第 140 条ないし第 143 条、第 145 条、第 146 条、第 163 条、第 165

条、第 166 条、第 167 条 § 1 第 3 項、§ 4 及び § 5、第 169 条、第 170 条 § 2 第 2 項、§ 3 第 2 項及び第 3 項、§ 4 第 2 項、第 175 条ないし第 177 条で予定された法律、並びに、これらの法律及び条項の執行のために定められる法律

四 第 4 条最終項で定める多数で可決される法律及びその執行のために定められる法律

五 第 34 条で定める法律

六 条約の承認に関する法律

七 国際的又は超国家的義務の遵守を保障するために第 169 条に従い可決される法律

八 コンセイユ・デタに関する法律

九 裁判所の組織

一〇 国、共同体及び地域圏の間で締結された協力協定の承認に関する法律

② 第 4 条最終項で定める多数で可決された法律により、代議院及び元老院が平等に権限を有するその他の法律を指定することができる。」

第 78 条〔その他の法律事項等〕

§ 1 第 77 条の留保の下で、以下の事項において代議院により可決された法律は、元老院に送付する。

一 第 4 条最終項で定める多数で可決すべき法律の執行のために定められる法律

二 第 5 条、第 39 条、第 115 条、第 117 条、第 118 条、第 121 条、第 123 条、第 127 条ないし第 129 条、第 131 条、第 135 条ないし第 137 条、第 141 条ないし第 143 条第 163 条、第 165 条、第 166 条、第 167 条 § 1 第 3 項、第 169 条、第 170 条 § 2 第 2 項、§ 3 第 2 項及び第 3 項、§ 4 第 2 項、第 175 条及び第 177 条で予定された法律、並びに、これらの法律及び条項の執行のために定められる法律、ただし、自動

投票を規定する立法を除く。

三 国際的又は超国家的義務の尊重を保障するために、第 169 条に適合して可決される法律

四 コンセイユ・デタ及び連邦行政裁判所に関する法律

- ② 第 4 条最終項で定める多数で可決された法律は、元老院が本条で定める手続に適合して審査することができる他の事項を指定することができる。

§ 2 ①～④（略）

経過規定

本条は、2014 年の共同体及び地域圏議会の統合的刷新の観点からの選挙の日より発効する。その日まで、以下の規定を適用する。

「① 第 74 条及び第 77 条で対象にされたのとは別の事項において、代議院により可決された法律案は、元老院に送付する。

②～⑤（略）」

第 5 章 憲法裁判所、権限抵触の予防及び解決について

第 1 節 権限抵触の予防について

第 141 条〔抵触の予防〕 法律、デクレ及び第 134 条で定める法規範間、デクレ相互間並びに第 134 条で定める法規範相互間の抵触を予防するための手続は法律により定める。

第 2 節 憲法裁判所について

第 142 条〔憲法裁判所〕 ベルギー全国を管轄として、憲法裁判所を設置し、その構成、権限及び運営は法律により定める。

- ② 憲法裁判所は、判決をもって、以下について裁定する。

- 一 第 141 条で定める抵触
 - 二 法律、デクレ又は憲法第 134 条が定める法規範による第 10 条、第 11 条及び第 24 条の違反
 - 三 法律、デクレ又は憲法第 134 条が定める法規範による、法律の定める憲法条項の違反
- ③ 法律が定めるすべての機関、利益を証明するすべての者、又は、先決問題としてすべての裁判所は、憲法裁判所に提訴することができる。
 - ④ 憲法裁判所は、法律で定める要件及び態様にしたがって、第 39 条の 2 で定める人民諮問の実行に先立って、当該人民諮問について、判決をもって裁定する。
 - ⑤ 法律は、法律が定める場合においてかつその要件及び態様にしたがって、代議院選挙についてかかる選挙費用の統制に関して、立法議会又はその機関に対する形式的訴えについて、判決をもって裁定する権限を、憲法裁判所に付与することができる。
 - ⑥ 第 1 項、第 2 項第 3 号及び第 3 項ないし第 5 項で定める法律は、第 4 条最終項で定める多数で可決する。

第 3 節 利害抵触の予防及び解決について

第 143 条〔利害抵触の予防及び解決〕

- § 1 それぞれの権限行使において、連邦、共同体、地域圏及び合同共同体委員会は、利害抵触を避けるために、連邦への忠誠を遵守して行動する。
- § 2 元老院は、法律、デクレ及び第 134 条で定める法規範によって立法を行う議会間の利害抵触について、第 4 条最終項で定める多数で可決される法律が定める要件及び態様に従い、意見表明する。
- § 3 第 4 条最終項で定める多数で可決される法律は、連邦政府、共同体及び地域圏政府並びに合同共同体委員会合同執行部の間の利害抵触を予防し解決する手続を定める。

§ 4 § 2 及び § 3 で定める手続は、課税根拠、課税料金、免除又は法人税計算に関与するあらゆる他の要素に関する、法律、命令、規則、行為及び決定には適用しない。

経過規定

利害抵触の予防及び解決に関して 1980 年 8 月 9 日制度改革普通法を適用する。同法は、§ 2 及び § 3 の法律によらなければ、廃止、補完、修正又は代替することができない。

第 6 章 司法権について

第 144 条〔司法権の権限〕 民事上の権利を対象とする訴訟は、裁判所の専属的管轄とする。

② ただし、法律は、法律の定める態様に従い、コンセイユ・デタ又は連邦行政裁判所に、その判決の民事上の効力について裁定することを授權することができる。

第 145 条〔司法権の権限〕 政治的権利を対象とする訴訟は、法律の定める例外を除き、裁判所の管轄とする。

第 146 条〔裁判所設置法定主義〕 いかなる裁判所も、いかなる裁判機関も、法律によらなければ設置することができない。その名称がいかなるものであれ、委員会も特別裁判所も設置することができない。

第 147 条〔破毀院〕 ベルギー全国を管轄として、破毀院を置く。

② 破毀院は、事件の事実審理を行うことができない。

第 148 条〔裁判の公開〕 裁判所の審理は公開とする。ただし、この公開が公の秩序又は善良の風俗を害するときはこの限りではない。この場合、裁判所は、判決をもってその旨を宣言する。

② (略)

第 149 条〔判決理由付記等〕 すべての判決は理由を付記する。判決は公開法廷で宣告する。

第7章 コンセイユ・デタ及び行政裁判所について

第160条〔コンセイユ・デタ〕 ベルギー全国を管轄として、コンセイユ・デタを設置し、その構成、権限及び運営は法律により定める。ただし、法律により、法律の定める原則に従い手続を規律する権限を国王に付与することができる。

- ② コンセイユ・デタは、行政裁判所として判決をもって裁定し、また、法律の定める場合において意見を付与する。
- ③ 本項と同じ日に発効するコンセイユ・デタ行政訴訟部の総会についての準則の修正は、第4条最終項で定める多数決で可決された法律によってしか行うことができない。

経過規定

本条は2012年10月14日に発効する。

第161条〔行政裁判所〕 いかなる行政裁判所も、法律によらなければ設置することができない。

2. コンセイユ・デタに関する1973年1月12日再編法律 (2014年1月6日最終改正)

第1編 制度について

第1条〔コンセイユ・デタ〕 立法部と行政訴訟部から成るコンセイユ・デタを置く。

第2編 立法部の権限について

第2条〔立法会議議長による立法規範案の任意的諮問と義務的諮問〕

§1 立法部は、立法部が、元老院議長、代議院議長、共同体及び地域圏

議会議長、ブリュッセル制度に関する 1989 年 1 月 12 日特別法第 60 条第 2 項及び第 4 項でそれぞれ定められるフランス共同体委員会議会議長、又は、合同共同体委員会合同議会議長によって付託される、すべての執行府提出若しくは議員提出の法律案、デクレ案及びオルドナンス案、又は、これらの案に対する修正案のテキストについて、理由付意見を付与する。

- ② 意見の要求が執行府提出若しくは議員提出法律案、又はこれらの案に対する修正案に関するものであるとき、立法部は、職権で、当該テキストが、憲法第 74 条、第 77 条又は第 78 条で定める事項を対象としているかどうかを審査する。

§ 2 § 1 で定める立法議会議長は、当該立法議会の構成員の少なくとも 3 分の 1 が規則の定める方式に従い要求するときは、議員提出の法律案、デクレ案及又はオルドナンス案、及び、執行府提出案及び議員提出案に対する修正案について立法部に意見を求めなければならない。

§ 3 元老院議長、代議院議長、ブリュッセル制度に関する 1989 年 1 月 12 日特別法第 1 条及び第 60 条でそれぞれ定める〔ブリュッセル首都地域圏〕議会議長又は合同共同体委員会合同議会議長は、当該立法議会の言語グループのメンバーの多数が規則の定める方式に従い要求するときは、議員提出の法律案又はオルドナンス案及び政府提出案若しくは議員提出案に対する修正案について立法部に意見を求めなければならない。

§ 4 その要求が、憲法第 82 条で定める両院協議会を組織し、コンセイユ・デタに関する再編法律を改正する 1995 年 4 月 6 日法律第 16 条に適合して行われるとき、代議院議長又は元老院議長は、同様に、政府提出法律案、議員提出法律案、又は、第一表決の際に採択された修正案について立法部に意見を求めなければならない。

第 3 条〔執行府による執行府草案の義務的諮問、協議委員会〕

§ 1 特別に理由のある緊急性の場合、並びに、予算、会計、公債、国有化及び軍の召集に関する執行府提出案を除き、大臣、共同体執行府構成

員又は地域圏執行府構成員、1989年1月12日特別法第60条第2項及び第4項でそれぞれ定めるフランス共同体委員会執行府構成員及び合同共同体委員会合同執行府構成員は、それぞれの事項に関して、すべての法律、デクレ若しくはオルドナンスの執行府草案又は命令案のテキストを、立法部の理由付意見に付する。〔執行府草案に対する〕立法部の意見及び執行府草案は、法律、デクレ又はオルドナンスの執行府提出案の理由書に附属する。〔命令案に対する〕立法部の意見は、国王、〔共同体及び地域圏〕執行府、フランス共同体委員会執行府及び合同共同体委員会合同執行府への報告書に附属する。

- ② 意見の要求は、立法部に必要な説明を要求するために大臣が指名する代理人又は公務員の名前に言及する。(第2文略)
- ③ フランス共同体委員会執行府に関しては、憲法第138条を適用して移管される事項に関する命令のみが立法部の意見に付される。

§2 法律、デクレ又はオルドナンスの執行府草案に関して緊急性が援用されるとき、それにもかかわらず、立法部意見は、要求され、執行府草案が、場合に依じて、国家、共同体又は地域圏から生じる事項を対象としているかどうかの点を対象とする。

- ② 法律の政府草案に関して緊急性が援用されるとき、立法部意見は、同様に、当該テキストが憲法第74条、第77条又は第78条で定める事項を対象としているかどうかの点を対象とする。

§3 立法部意見によると、法律、デクレ若しくはオルドナンスの執行府草案又は議員提出案、及び、修正案又は修正草案が、場合に依じて、国家、共同体又は地域圏の権限を踰越するとき、この執行府草案、議員提出案又は修正案は、1980年8月9日制度改革通常法第31条で定める協議委員会に付託される。

§4 協議委員会は、40日以内に、かつ、コンセンサス方式に従って、権限の踰越があるかどうかの問題について意見を付与する。その意見は理由を付される。

- ② 協議委員会が権限の踰越があると判断するとき、協議委員会は、場合に応じて、連邦政府、管轄する共同体執行府若しくは地域圏執行府、フランス共同体委員会執行府又は合同共同体委員会合同執行府に、執行府草案を訂正し、又は、執行府草案若しくは議員提案を付託された立法議会に、協議会が決定し、その権限の踰越を止めさせる修正案を提出するように求める。

第3条の2〔立法規範を改廃する王令案の立法部意見への付託〕

§1 現行の立法〔規範の〕規定を廃止し、補完し、修正し又は代替せしめる王令案は、立法部の理由付意見に付される。

- ② 前項の意見は、国王への報告書及び報告書が附属する王令と同時に、公示する。
- ③ 王令、立法部意見、国王への報告書及び立法部意見に付された王令案のテキストは、ベルギー官報での公示の前に、代議院議長及び元老院議長に通知する。

§2 本条§1で定める王令案について、第3条§1で予定される緊急性は援用することができない。

第4条〔執行府構成員による立法規範案の任意的諮問〕 大臣、共同体又は地域圏執行府構成員、ブリュッセル制度に関する1989年1月12日特別法第60条第2項及び第4項でそれぞれ定めるフランス共同体委員会執行府構成員及び合同共同体委員会合同執行府構成員は、それぞれの事項に関して、法律、デクレ又はオールドナンスのすべての議員提案、及び、法律、デクレ若しくはオールドナンスの政府提案又は議員提案に対する修正案について、立法部の理由付意見を求めることができる。

- ② 第3条§3及び§4は、場合によって、本条の意見に適用する。

三五 第5条（略）

第6条〔立法部による執行府草案の起草〕 首相、共同体又は地域圏執行府の長、ブリュッセル制度に関する1989年1月12日特別法第60条第2項及び第4項でそれぞれ定めるフランス共同体委員会執行府の長及び

合同共同体委員会合同執行府の長は、それぞれの事項に関して、自身がその事項及び内容を決定する法律、デクレ、オルドナンス、命令、規則又は修正案の執行府草案のテキストを起草することを立法部に負わせることができる。

第 6 条の 2〔立法部による立法の再編、法典化及び簡易化〕 首相、共同体又は地域圏執行府の長、ブリュッセル制度に関する 1989 年 1 月 12 日特別法第 60 条第 2 項及び第 4 項でそれぞれ定めるフランス共同体委員会執行府の長及び合同共同体委員会合同執行府の長は、それぞれの事項に関して、自身が指定する立法を再編し、法典化し又は簡易化することを、第一長官を通じて、調整部局に要求することができる。

② 調整部局は、立法部にその案を付し、立法部がその案を理由付意見とともに首相又は両議院のいずれかの議長に送付する。

第 7 編 コンセイル・データの組織について

第 1 章 2 つの部での共通規定

第 1 節 一般規定

第 69 条〔CONSEIL・データの構成〕 CONSEIL・データは以下の者により構成される。

- 一 44 名の構成員、すなわち、1 名の第一長官、1 名の長官、14 名の部会長及び 28 名の CONSEIL・データ評議官
- 二 1 名の主席聴聞官、1 名の主席聴聞官補佐、14 名の第一部長聴聞官及び 64 名の第一聴聞官、聴聞官又は聴聞官補佐
- 三 2 名の第一部長調査官及び 2 名の第一調査官、調査官又は調査官補佐から構成される調整部局
- 四 1 名の主席書記官及び 1 名の情報処理技術者たる書記官を含む 25

名の書記官から構成される書記局

第70条〔コンセイユ・デタ評議官〕

§1 コンセイユ・デタ評議官は、コンセイユ・デタが候補資格者の受理可能性を審査し、候補者のそれぞれの地位とメリットを比較した後に、コンセイユ・デタによって提示された形式的に理由のある、3つの名前の名簿に基づいて国王によって任命される。

- ② コンセイユ・デタ総会は、自身が決定する態様に従い、選抜試験を行うことができる。
- ③ コンセイユ・デタ総会は、職権で又は候補者の要求により、候補者を聴聞する。このために、コンセイユ・デタ総会は、この選抜についての報告書を作成する少なくとも3名の構成員を指名することができる。
- ④ コンセイユ・デタは、代議院又は元老院及び職務中の内務大臣に対して同時に、候補者の提示、候補資格者すべて、及び、コンセイユ・デタによって候補資格者に対してなされた評価を通知する。
- ⑤ コンセイユ・デタ総会によって全員一致で第一に提示された候補者は、§2で定められる要件が満たされていないことを理由に、又は、聴聞官構成員の中から任命されたコンセイユ・デタ構成員の数がコンセイユ・デタの他の構成員の数との関係で極めて多いと判断されることを理由に、職務中の内務大臣がその提示を拒否する場合を除いて、コンセイユ・デタ評議官として任命される。
- ⑥ 大臣がコンセイユ・デタの全員一致の提示を受諾するとき、大臣は、それを代議院又は元老院に通知し、代議院又は元老院は、聴聞官構成員の中から任命されたコンセイユ・デタ構成員の数がコンセイユ・デタの他の構成員の数との関係で極めて多いと判断するとき、その受領の日から30日を超えない期限で、その提示を拒否することができる。
- ⑦ 大臣又は代議院若しくは元老院の拒否の場合、コンセイユ・デタ総会は新たな提示に取り掛かる。
- ⑧ 第一提示のとき又は拒否に続いての新たな提示のときの全員一致がな

い場合、代議院又は元老院は、その提示の受領の日から 30 日を超えない期限内で、コンセイユ・デタによって提示された名簿を認め、又は、形式的理由付けの対象となる 3 つの名前の第二の名簿を提示することができる。

- ⑨ 代議院及び元老院は候補者を聴聞することができる。第 11 項の規定を妨げることなく、第 11 項で定める期限が満了したとき、その任命はコンセイユ・デタによって提示された名簿に基づいて行われる。
- ⑩ 代議院又は元老院が 3 つの名前の第二の名簿を提示するとき、コンセイユ・デタ評議官は、2 つの提示されている名簿の中に名前がある人物の中からしか任命されることができない。
- ⑪～⑭ (略)
- ⑮ 提示はすべベルギー官報で公示される。この公示から少なくとも 15 日を過ぎなければ任命に取り掛かることはできない。

§ 2 39 歳以上でないとき、法学の博士、学士又は修士ではないとき、少なくとも 10 年の法律に関する有益な職業上の経験を証明できないとき、及び、以下の要件の 1 つを満たしていないとき、何人もコンセイユ・デタ評議官として任命されることはできない。

- 一 コンセイユ・デタ聴聞官補佐及び調査官補佐の選抜試験、憲法裁判所調査官の選抜試験、破毀院調査官の選抜試験、会計院聴聞官補佐の選抜試験又は司法法典第 259 条の 2 で定める職業上の適性審査に合格したこと
- 二 少なくとも A4 級の行政職務又はベルギー公行政若しくはベルギー公的機関においてと同様の行政職務を行使したこと
- 三 法学博士の博士論文を提出できたこと又は法学の高等教育における資格保持者であること
- 四 ベルギーにおいて、検察官又は裁判官の職務を行使したこと、又は、外国人の領土へのアクセス、滞在、定住及び不在に関する 1980 年 12 月 15 日法律第 39/1 条で定める外国人訴訟評議会の構成員であること

五 ベルギーの大学において法教育の任務を負う資格者であること

六 少なくとも 20 年間、主要な職業活動として弁護士の職務を行使したこと、又は、少なくとも 20 年間、そのうち少なくとも 15 年間弁護士として、その行使が法の良き理解を必要とする職務を行使したこと。第 1 項で定める有益な職業上の経験の要請は、当該要件の尊重によって満たされる。

②（廃止）

③ 各言語グループのコンセイユ・デタ評議官は、その数の少なくとも半分について、聴聞官団及び調整部局の構成員の中から任命される。

§ 3（廃止）

§ 4 コンセイユ・デタ評議官は、終身で任命される。第一長官、長官及び部会長は、当該法律で定める要件及び方法で、コンセイユ・デタ評議官の中から、その職務に指名される。

第 71 条〔聴聞官及び調査官〕

§ 1 聴聞官補佐及び調査官補佐は、コンセイユ・デタがその要件を定める選抜試験での成績順を示す名簿に基づいて、国王によって任命される。候補者を審査する任務を負う審査員は、2 名のコンセイユ・デタ構成員、すなわち、主席聴聞官又は主席聴聞官補佐及び前二者により指名された 1 名の第一聴聞官、並びに、コンセイユ・デタ制度とは無関係の 1 名の者を含む。2 名のコンセイユ・デタ構成員及びコンセイユ・デタ制度とは無関係の 1 名の者は、コンセイユ・デタ総会によって指名される。聴聞官団の構成員は、場合に応じて、主席聴聞官又は主席聴聞官補佐によって指名される。選抜試験の有効期限は 3 年である。

三二 ② 第 1 項で定める選抜試験で認められるためには、候補者は満 27 歳以上で、法学の博士、学士又は修士でなければならず、かつ、3 年の法律に関する有益な職業上の経験を有していなければならない。異議がある場合は、審査員は、審査への許可を決定する。

③ 前項の適用のために、破毀院での調査官の任務は、その行使が本項の

意味での法律に関する有益な職業上の経験を行使する職務と見なされる。

- ④ 聴聞官補佐、聴聞官又は第一聴聞官はすべて、有効に欠員が生じたとき、その要求により及び優先的に、第一長官及び主席聴聞官の意見に基づき、それぞれ調査官補佐、調査官又は第一調査官として任命される。調査官補佐、調査官又は第一調査官はすべて、同じ要件の下で、聴聞官補佐、聴聞官又は第一聴聞官として任命される。
- ⑤ 第一部長聴聞官はすべて、有効に欠員が生じたとき、その要求によりかつ第一長官の規範的意見に基づいて、第一部長調査官として任命される。第一部長調査官はすべて、その要求によりかつ主席調査官補佐の規範的意見に基づいて、第一部長聴聞官として任命される。

§ 2 聴聞官又は調査官は、それぞれ国王によって任命される。

- a) 主席聴聞官又は場合によって主席聴聞官補佐の規範的意見に基づいて、少なくとも 2 年間職務を行使した聴聞官補佐 [が聴聞官として任命される]。
- b) 第一長官又は場合によって長官の規範的意見に基づいて、少なくとも 2 年間職務を行使した調査官補佐 [が調査官として任命される]。
- ② 第一長官若しくは場合によって長官又は主席聴聞官の意見が好意的ではないとき、第 1 項で定める意見は、職務の 3 年目の最後に総会によって表明され、必要があれば、2 年の間に繰り返されうる。
- ③ ただし、総会が 3 度の否定的意見を表明したときは、聴聞官又は調査官としての任命はもはや不可能である。

§ 3 第一聴聞官又は第一調査官は、それぞれ、国王によって任命される。

- a) 聴聞官、聴聞官補佐、調査官又は調査官補佐として少なくとも 11 年職務を行使した聴聞官 [が第一聴聞官として任命される]。
- b) 聴聞官、聴聞官補佐、調査官又は調査官補佐として少なくとも 11 年職務を行使した調査官 [が第一調査官として任命される]。
- ② 第 1 項で定める任命は、主席聴聞官又は主席聴聞官補佐、立法部に責

任を負う団体〔調査官団〕の長、及び調整部局のそれぞれの規範的意見に基づいて行われる。

- ③ 第2項で定める意見に先行する最後の定期評価の際に、最後の確定的評価として「不十分」の評価を受けた聴聞官又は調査官は、第一聴聞官又は第一調査官として任命されることができない。

§3の2（廃止）

§3の3（廃止）

§4（廃止）

§5 主席調査官及び主席調査官補佐は、コンセイユ・デタに意見を聴いた後に、国王によって、停職処分を受け及び罷免されうる。

- ② 聴聞官団の他の構成員及び調整部局の構成員は、それぞれコンセイユ・デタに意見を聴いた後に、主席聴聞官若しくは場合によって主席聴聞官補佐又は第一長官若しくは場合によって長官の提案に基づいて、国王によって、停職処分を受け及び罷免されうる。

第72条〔書記官〕

§1 書記官は、コンセイユ・デタ総会がその要件を定める選抜試験の成績順を示す名簿に基づいて国王によって任命される。候補者を審査する任務を負う審査員は、2名のコンセイユ・デタ構成員、すなわち、聴聞官団の1名の構成員と書記官長又は書記官長が指名する者、及び、コンセイユ・デタ制度とは無関係の1名の者を含む。2名のコンセイユ・デタ構成員及びコンセイユ・デタ制度とは無関係の1名の者は、コンセイユ・デタ総会によって指名される。聴聞官団の構成員は、候補者の言語グループに応じて、主席聴聞官又は主席聴聞官補佐によって指名される。選抜試験の有効期限は3年である。

- ② 何人も、以下のときには書記官として任命されることはできない。

一 満25歳以上でないとき

二 少なくともB又は2+の水準の資格保持者ではないとき

三 少なくとも5年の間、コンセイユ・デタ行政職員の構成員、又は、

外国人の領土へのアクセス、滞在、定住及び不在に関する 1980 年 12 月 15 日法律第 39/1 条で定める外国人訴訟評議会の書記局構成員ではなかったとき

- ③ 前項第 3 号で定める要件の特例として、第 73 条 § 3 に適合してドイツ語の十分な知識を証明しなければならない書記官は、以下のときに任命されうる。
- 一 少なくとも 5 年間、司法裁判所において書記官の職務と同じ又は上位の職務を行使したこと
 - 二 ドイツ語の十分な知識を証明できること
- ④ 第 2 項第 3 号で定める要件の特例として、法学の博士号及び学士号を保持する者は、少なくとも 1 年間コンセイユ・デタ行政職員として職務を行使したとき、又は、外国人の領土へのアクセス、滞在、定住及び不在に関する 1980 年 12 月 15 日法律第 39/1 条で定める外国人訴訟評議会の書記局構成員として任命されたとき、書記官として任命されうる。

§ 2 （廃止）

§ 3 （廃止）

§ 4 書記局の構成員は、コンセイユ・デタに意見を聴いた後に、国王によって、停職処分を受け及び罷免されうる。

第 73 条〔言語知識の証明〕

- § 1 長官は、第一長官の言語とは異なる、フランス語又はオランダ語での法学博士の審査に合格したことを、証書によって証明しなければならない。
- ② 主席聴聞官補佐は、主席聴聞官の言語とは異なる、フランス語又はオランダ語での法学博士又は法学士の審査に合格したことを、証書によって証明しなければならない。
- ③ 部会長の半分、コンセイユ・デタ評議官の半分、第一部長聴聞官の半分、全体としての第一聴聞官、聴聞官及び聴聞官補佐の半分、第一部長調査官の半分、全体としての第一調査官、調査官及び調査官補佐の半分

は、フランス語での法学博士又は法学士の審査に合格したことを、証書によって証明しなければならない。各グループの半分は、オランダ語での審査に合格したことを、証書によって証明しなければならない。書記官の半分は、フランス語を用いる行政職員の構成員の中から任命されなければならない。残りの半分は、オランダ語を用いる行政職員の中から任命されなければならない。

- ④ 第3項で数え上げられるグループの1つにおいて、言語使用について奇数が存在するとき、そのグループの資格保持者は、この規定を適用して、数に含まれない。

§ 2 2名の長官のうち1名は、その証書の言語とは異なる、フランス語又はオランダ語の知識を証明しなければならない。

- ② 少なくとも6名のコンセイユ・デタ構成員、少なくとも8名の聴聞官団構成員、少なくとも1名の調整部局構成、書記官長及び少なくとも2名の書記官は、その証書とは異なる他の言語の知識を証明しなければならない。

- ③ 証書の言語とは異なる他の言語の知識が課せられるとき、公正な均衡は、2つの言語グループの資格保持者の間で尊重されなければならない。

④ (略)

⑤ (略)

§ 3 少なくとも1名のコンセイユ・デタ構成員、2名の聴聞官及び1名の書記局構成員が、さらに、ドイツ語の十分な知識を証明しなければならない。王令は、ドイツ語の十分な知識の証明方法を決定する。

第73/1条 (略)

二七
第74条 (略)

第2章 立法部の組織について

第79条〔立法部の構成〕 立法部は、12名のコンセイユ・デタ構成員と

最大 10 名の補佐官から構成される。立法部は、長官と協議して第一長官によって指名される 4 名の部会長と 8 名のコンセイユ・デタ評議員から構成される。4 名の部会長及び 8 名のコンセイユ・デタ評議員は、そのうち 4 名がフランス語の知識を証明し、4 名がオランダ語を証明し、残りの 4 名がフランス語及びオランダ語を証明するという方法で、任命される。

- ② 第一長官は、長官と協議して、出席できない構成員を補完するために、又は、必要なときに追加部会を構成するために、行政訴訟部を構成するコンセイユ・デタ構成員に、立法部に籍を置くことを求めることができる。

第 80 条〔立法部補佐官〕 立法部補佐官は、コンセイユ・デタが候補者の受理可能性を審査し、候補者のそれぞれの資格及びメリットを比較した後に、コンセイユ・デタによって提示される 3 つの名前の名簿に基づいて、更新可能な 5 年の任期で、国王によって任命される。

- ② 第 70 条 § 1 第 2 項ないし第 12 項は、補佐官の提示に適用する。
- ③ (略)
- ④ 第 70 条 § 2 第 1 項、第 73 条 § 1 第 3 項並びに第 74 条第 2 項及び第 3 項は、補佐官に適用する。

第 81 条〔部会〕 立法部は、4 つの部会に分割する。各部会は、3 名のコンセイユ・デタ構成員と 2 名の補佐官で構成される。ただし、付託された部会長は、事案の必要性に応じて、唯一の補佐官が籍を置くこと、又は、部会が補佐官なしで構成されることを決定することができる。

- ② 部会は、立法部を構成するために指名された部会長によって主宰される。部会長がいないときは、主宰は最年長の出席するコンセイユ・デタ構成員によって主宰される。
- ③ 2 つの部会は、フランス語の知識を証明する 2 名の構成員をそれぞれ含む。残りの 2 つの部会は、オランダ語の知識を証明する 2 名の構成員をそれぞれ含む。各部会は、さらに、フランス語とオランダ語の知識を

証明する1名の構成員を含む。補佐官は、自身が籍を置くことを求められる部会において、その言語の知識を証明しなければならない。

- ④ 第一長官又は長官は、立法部に責任を負うときは、業務の必要性に応じて、部会の1つに籍を置き、その部会を主宰する。

第82条〔立法部による諮問、問題提起及び聴聞〕 立法部は、特別の問題について、特別に資格のある者への諮問を行うことができる。

- ② 立法部は、すべての手続において、問題を提起し、又は、意見要求した大臣若しくは立法議会議長によって指名された、代理公務員若しくは大臣の代理人、又は、法律、デクレ若しくはオルドナンスの議員提案が問題となるとき当該立法議会議長の受任者に聴聞することができる。

第83条〔意見要求の分配、部会での審議〕 第一長官は、第2条ないし第6条で定める要求を受け、運営計画において定められるシステムに従って、4つの部局にその要求を分配する。各部会は、それぞれの言語で審議する。適法にフランス語又はオランダ語で起草されない草案に関するものである場合を除き、意見はもう一方の言語に翻訳され、フランス語版とオランダ語版の一致は、両言語の知識を証明する部会の構成員によって確認される。

- ② ただし、ドイツ語で起草された意見要求について、意見はドイツ語の十分な知識を証明した聴聞官団構成員の統制の下で、ドイツ語に翻訳される。
- ③ 意見は、1つの言語での意見の伝達のときから15日を超えない期限において、翻訳される。

第84条〔事案の審査〕

一三五 §1 事案の審査は、以下の場合を除いて、目録への記載順序に従って行われる。

- 一 立法部に付託する機関が60日以内に意見の伝達を要求するとき。この期間は、意見が第85条を適用して総会によって又は第85条の2を適用して合同部会によって付与される場合には75日まで延長され

る。

二 立法部に付託する機関が 30 日以内に意見の伝達を要求するとき。この期間は、意見が第 85 条を適用して総会によって又は第 85 条の 2 を適用して合同部会によって付与される場合には 45 日まで延長される。この期間は、7 月 15 日から 7 月 31 日までに行われるとき、又は、7 月 15 日から 8 月 15 日までの間に期限満了になるとき、当然に 15 日延長される。

三 要求について特別に理由のある緊急性の場合、立法部に付託する機関が平日 5 日以内に意見の伝達を要求するとき。この期間は、意見が第 2 条 § 4 を適用して付与される時、又は、第 85 条を適用して総会によって若しくは第 85 条の 2 を適用して合同部会によって付与される時、平日 8 日まで延長される。

② 第 1 項第 3 号の適用により、緊急性が、命令案についての意見に援用されるとき、要求の中に現れる緊急性の理由付けは、命令の前文において再び記載される。

§ 2 平日とは、土曜日、日曜日及び祝日ではない日である。期限は、目録に記載された平日から起算し始める。期限満了日は、期限に含まれる。その日が平日ではないとき、期限満了日は、次の平日まで延期される。

② 書記官長は、直ちに、期限の始まりの日と終わりの日を意見要求者に伝達する。

③ 意見は、郵便、運搬、ファックス又は電子メールによって伝達される。ファックス又は電子メールによる伝達は、書面によって確認される。意見が第 83 条に基づいて翻訳されなければならないときは、起草された言語で意見が伝達されたときは、その意見はすでに伝達されたものと見なされる。

§ 3 第 2 条 § 1 第 2 項の適用に加えて、本条 § 1 第 1 項第 1 号及び第 2 号で定める場合において、立法部意見は、起草者の権限、法的根拠及び規定される形式性の達成についての審査にとどめることができる。立法

部意見は、本条 § 1 第 1 項第 3 号で定める場合において、この審査にとどめる。

- ② 意見が本条 § 1 第 1 項で定める期限において要求されるとき、規定される形式性の実際の不達成にもかかわらず、その意見は付与される。

§ 4 意見の要求が法律、デクレ若しくはオルドナンスの政府草案又は議員提出案、又は、そのような政府草案若しくは議員提出案に対する修正案を対象とするとき、立法部は、本条 § 1 第 1 項で定める期限内に、又は、この期限満了前に意見要求者によって付与された補足的期間内に、本条 § 3 第 1 項で定める 3 点を少なくとも対象としている意見を伝達しなければならない。

- ② 意見の要求が命令案を対象とするとき、立法部が本条 § 1 第 1 項で定める期限内に、又は、この期限満了前に意見要求者によって付与された補足的期間内に、意見を伝達しなかった場合、コンセイユ・デタは、その要求の管轄を失い、その要求は目録から消去される。命令の前文において、期間内での意見の伝達の欠如について言及される。

第 84 条の 2〔形式性の審査〕 第 84 条 § 1 第 1 項を適用して期限が付加されていない意見の要求の受領から、付託された部会は、自身に付託された政府草案又は議員提出案によって要求されている事前の形式性が満たされたかどうかを審査する。

- ② 第 1 項で定める要求の受領から 15 日以内に、部会は、場合に依じて、達成されなかった事前の形式性を書面で意見要求機関に通知する。
- ③ 第 2 項で定める形式及び期限において、付託された部会が、文書が審査される状態にないと確認するとき、部会は、第 84 条 § 1 第 1 項柱書の特例として、目録への記載順序において次になされる事案の審査に取り掛かることを決定することができる。
- ④ 審査が前項を適用して中断される事案は目録から消去され、審査待ち目録に記載される。審査は、部会長が形式性の完全な達成を確認した後、できるだけ早く再び行われる。

第 84 条の 3〔聴聞官による通知〕 第 84 条 § 1 第 1 項第 1 号及び第 2 号で定める意見要求の審査のとき、規定される形式性が達成されていないと判断した聴聞官は、代理公務員又は大臣の代理人にすぐにそのことを通知する。

第 85 条〔総会〕 立法部は、立法部に諮問を行った立法議会議長又は大臣が要求するときはすべて、総会で議席を構成する。

② 立法部を構成するために指名されたコンセイユ・デタ構成員及び補佐官は、総会に参加し、そこで投票権を有する。

③ 総会は、コンセイユ・デタ第一長官、又は、その欠席の場合には、コンセイユ・デタ長官によって主宰される。第一長官及び長官は、たとえ立法部を構成していなくとも、投票権を有する。第一長官及び長官が欠席の場合、主宰は、部会長の最年長の者、又は、場合によっては、出席するコンセイユ・デタ評議官によって行使される。

第 85 条の 2〔合同部会〕 意見の要求が、国家、共同体又は地域圏のそれぞれの権限に関する問題を提起するとき、第一長官又は長官は、立法部に責任を負うとき、その問題を合同部会に付託する。合同部会を構成するために、第一長官は、毎年、6 名の構成員が 4 名の補佐官を伴って合同部会を形成する異なる言語の 2 つの〔合同〕部会を指名する。

② 主席聴聞官が第 1 項を適用するべきと考えるときは、第一長官又は長官は、立法部に責任を負うとき、合同部会への付託を命じる。

3. 憲法第 82 条で定める両院協議会を組織し、コンセイユ・デタに関する再編法律を修正する 1995 年 4 月 6 日法律(抄)

(2014 年 1 月 6 日最終改正)

第 16 条〔両院議長による政府提出法律案、議員提出法律案及び修正案の義務的諮問〕 法律の政府提出案又は議員提出案を付託された議院の議長は、書面での要求が、両議院の 1 つの書記局に提出され、両院協議会

の少なくとも 12 名の構成員によってなされ、もっぱらこの政府提出法律案、議員提出法律案、又は第一表決の際に採択された修正案を対象とし、両院協議会が付託された権限抵触に関するものであるとき、コンセイユ・デタ立法部の意見を求めなければならない。

- ② 両院の議長は、緊急の場合に、意見が、コンセイユ・デタ再編法律第 84 条 § 2 第 1 項の意味での平日 5 日間を超えない期限内において作成されることを求めることができる。

* なお、コンセイユ・デタ立法部に関する法令として、他に、コンセイユ・デタ内部規則（コンセイユ・デタの内部規則の承認に関する 1949 年 4 月 15 日摂政令）などがある。

* 本稿は、平成 24 ～ 26 年度科学研究費（基盤研究（C））「ヨーロッパ型憲法裁判所の制度的基盤とその現代的変容」、及び、平成 26 ～ 27 年度科学研究費（若手研究（B））「執行府の憲法解釈権の構造の比較法的研究」の研究成果の一部である。